企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年六月二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十七号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律

目次中「第四条」を「第三条」に、「地域における産業集積の形成等」を「地域経済牽引事業の促進」に、「第五条」を「第四条」に、「同意集積区域」を「促進区域」に、「第十三条」を「第十二条」に、「第三節　承認企業立地計画等に係る措置（第十四条―第二十三条）」を「第三節　承認地域経済牽引事業　第四節　承認連携支援計画に係る措置（第十三条―第二十六条）」に、「第二十四条―第二十九条」を「第三十一条―第三十九条」に改める。

第一条中「産業集積が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化」を「地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進」に改め、「地方公共団体が」の下に「その地域の経済社会情勢を踏まえつつ」を加え、「地域経済の自律的発展の基盤強化」を「地域の成長発展の基盤強化」に改める。

第二条を削る。

第三条第一項及び第二項を次のように改める。

この法律において「地域経済牽引事業」とは、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、その地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。

2　この法律において「地域経済牽引支援機関」とは、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者をいう。

第三条第三項から第五項までを削り、同条第六項に次の一号を加える。

九　特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であって、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

第三条第六項を同条第三項とし、同条を第二条とする。

第四条第一項中「産業集積の形成及び産業集積の活性化（以下「産業集積の形成等」という。）」を「地域経済牽引事業」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

一　地域経済牽引事業の促進に関する次に掲げる事項

イ　地域経済牽引事業の促進の目標に関する事項

ロ　次条第二項第一号に規定する促進区域及び同項第四号に規定する重点促進区域の設定に関する基本的な事項

ハ　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する基本的な事項

ニ　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、地域経済牽引事業に係る情報処理の促進のための環境の整備その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する基本的な事項

ホ　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業その他地域経済牽引事業を促進するために必要な総合的な支援体制の整備に関する基本的な事項

ヘ　環境の保全、土地利用の調整（土地の利用に当たっての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）その他の法律の規定による許可その他の処分に係る調整をいう。次条第二項第九号及び第十一条において同じ。）その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

ト　その他地域経済牽引事業の促進に関する重要事項

二　地域経済牽引支援機関の連携に関する次に掲げる事項

イ　地域経済牽引支援機関の連携の意義及び目標に関する事項

ロ　地域経済牽引支援機関の連携により実施する事業の内容及び実施方法に関する事項

第四条第四項中「関係行政機関の長」の下に「（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下同じ。）」を加え、同条を第三条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章　地域経済牽引事業の促進のための措置

第五条第一項中「第七条の規定により組織する地域産業活性化協議会における協議を経て、産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に改め、同条第二項第一号から第九号までを次のように改める。

一　基本計画の対象となる区域（以下「促進区域」という。）

二　地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

三　地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

四　促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（以下「重点促進区域」という。）を定める場合にあっては、その区域

五　地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

六　地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開（地方公共団体その他の公共機関が、地域経済牽引事業を行う者の電子計算機による情報処理の用に供するため、地域経済牽引事業に必要な情報をインターネットその他の方法により公開することをいう。第八条第三項において同じ。）の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

七　地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

八　環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

九　地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

第五条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項第二号中「が集積区域における産業集積の形成又は産業集積の活性化の実現に相当程度寄与する」を「により地域経済牽引事業が促進区域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす」に改め、同項第四号を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「産業集積の形成又は産業集積の活性化」を「地域経済牽引事業の促進」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「（昭和四十三年法律第百号）」を削り、「方針」の下に「並びに農業振興地域整備計画」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。